

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 13 の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（報告書の提出）

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、その使用する自動車について自動車事故報告規則第 2 条各号に定める事故があった場合には、当該事故があった日（自動車事故報告規則第 2 条第 10 号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があった日）から 7 日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書 3 通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。（自動車事故報告規則）

（ ）

問題 2（点検整備）

貨物自動車運送事業者は、道路運送法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める事項を遵守しなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題 3

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

（ ）

問題 4 (運転者)

貨物自動車運送事業者の運転者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 16 条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。
- ・疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。
- ・乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 5 (事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その日から 30 日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(貨物自動車運送事業法)

()

問題 6 (貨物の積載方法)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物が積載中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 7 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に労働基準法第 35 条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は 2 週間について 1 回を超えないものとし、当該休日の労働によって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第 4 条第 1 項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

()

問題 8 (運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を40で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。

ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であつて、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 9 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送(自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。)を利用してする貨物の運送をいう。(貨物自動車運送事業法)

()

問題 10 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 11 (定義)

自動車事故報告規則でいう「事故」とは、以下に該当する自動車の事故を含む。

・運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの(自動車事故報告規則)

()

問題 12 (有償運送)

自家用自動車は、いかなる場合も、国土交通大臣の許可を受けなければ、有償で運送の用に供してはならない。(道路運送法)

()

問題 1 3 (使用者の点検及び整備の義務)

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を省エネ基準に適合するように維持しなければならない。(道路運送車両法)

()

II. 次の問題 1 4 から 2 2 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 1 4

以下のア～エより、貨物自動車運送事業報告規則の定めに反し誤っているものを 2 つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業報告規則)

- ア. 一般貨物自動車運送事業者(運行系統が 2 以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く)が 100 キロメートル以上のものを行う特別積合せ貨物運送を行う者を除く)は、毎事業年度に係る事業報告書を、毎事業年度の経過後 100 日以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。
- イ. 貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第 2 条及び第 2 条の 2 に定める報告書又は届出書のほか、経済産業大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。
- ウ. 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 30 日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
- エ. 一般貨物自動車運送事業者(運行系統が 2 以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く)が 100 キロメートル以上のものを行う特別積合せ貨物運送を行う者を除く)は、前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年 5 月 31 日までに、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

() ()

問題 15

以下のア～ウについて、貨物自動車運送事業法第9条第3項の国土交通省令（貨物自動車運送事業法施行規則）で定める軽微な事項に関する事業計画に当たるものとして、正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法施行規則）

- ア. 営業所の位置の変更（貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。）（ ）
- イ. 自動車車庫の位置及び収容能力（ ）
- ウ. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更（ ）

問題 16

以下のア～ウについて、自動車事故報告規則に照らして、正しいものには○を、誤っているものには×を記入しなさい。（自動車事故報告規則）

- ア. 自動車に積載された、消防法第2条第7項に規定される危険物の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした自動車の事故は、自動車事故報告規則で定める「事故」に該当する。（ ）
- イ. 「死者又は重傷者を生じた自動車の事故のうち、3人以上の重傷者を生じたもの」は自動車事故報告規則第4条に定める速報の対象である。（ ）
- ウ. 「酒気帯び運転（道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為をいう。）を伴う自動車の事故」は自動車事故報告規則第4条に定める速報の対象である。（ ）

問題 17 (運転者台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならないとされているところ、運転者台帳に記載すべき事項として()に当てはまる語句を下記のア～クより選び、()内に記載しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ①雇入れの()及び運転者に選任された()
- ②運転免許証の番号及び()
- ③運転者の()

ア. 更新日	イ. 連絡先	ウ. 年月日	エ. 家族構成
オ. 期間	カ. 有効期限	キ. 健康状態	ク. 性別

①() ②() ③()

問題 18

以下のア～エより、道路交通法に照らし、正しいものを2つ選び、()内に記載しなさい。(道路交通法)

- ア. 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するときは、徐行しなければならない。
- イ. 車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。
- ウ. 車両等の運転者は、以下に掲げる事項を守らなければならない。
 - ・ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、かつ徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。
- エ. 車両(自転車以外の軽車両を除く)の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

() ()

問題 19 (事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならないとされているところ、記録しなければならない事項として誤っているものを、以下のア～ウより1つ選び、()内に記載しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

ア. 再発防止対策

イ. 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

ウ. 運行管理者の氏名

()

問題 20

以下のア～エより、貨物自動車運送事業法に照らし誤っているものを1つ選び、()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法)

ア. 国土交通大臣は、許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるときは、貨物自動車運送事業法第3条の許可をしてはならない。

イ. 一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

ウ. 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

エ. 貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(3輪以上の軽自動車及び2輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

()

問題 2 1 (目的)

以下の条文の、() に当てはまる正しい語句を、以下のア～ウより選び、() 内に記入しなさい。(道路運送法)

・この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、() を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

ア. 国民の信頼

イ. 道路運送事業の需要と供給

ウ. 輸送の安全

()

問題 2 2

以下のア～ウより、貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、正しいものを1つ選び、() 内に記載しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則)

ア. 「事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力」は、貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号の事業計画として記載しなければならないものである。

イ. 貨物自動車利用運送を行おうとする場合にあっては、「貨物自動車利用運送に係る営業所の名称及び位置」について、貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号の事業計画として記載しなくてよい。

ウ. 「運行管理者の氏名」は、貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号の事業計画として記載しなければならないものである。

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題1から13の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題1（報告書の提出）

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、その使用する自動車について自動車事故報告規則第2条各号に定める事故があった場合には、当該事故があった日（自動車事故報告規則第2条第10号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつた日）から7日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。（自動車事故報告規則第3条第1項）

①あつたことを知つた日 ②30日以内（ × ）

問題2（点検整備）

貨物自動車運送事業者は、道路運送法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める事項を遵守しなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）

道路運送車両法（ × ）

問題3

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第5項）

（ ○ ）

問題 4 (運転者)

貨物自動車運送事業者の運転者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 16 条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。
- ・疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。
- ・乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 17 条)

(○)

問題 5 (事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その日から 30 日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(貨物自動車運送事業法第 32 条)

(正) その 30 日前までに、 (×)

問題 6 (貨物の積載方法)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物が積載中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 5 条)

(正) 運搬 (×)

問題 7 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に労働基準法第 35 条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は 2 週間について 1 回を超えないものとし、当該休日の労働によって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第 4 条第 1 項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条第 5 項)

(○)

問題 8 (運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を40で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。

ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)

①30 ②切り捨てる (×)

問題 9 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送(自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。)を利用してする貨物の運送をいう。(貨物自動車運送事業法第2条第7項)

(○)

問題 10 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

(○)

問題 11 (定義)

自動車事故報告規則でいう「事故」とは、以下に該当する自動車の事故を含む。

・運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの(自動車事故報告規則第2条)

(○)

問題 12 (有償運送)

自家用自動車は、いかなる場合も、国土交通大臣の許可を受けなければ、有償で運送の用に供してはならない。(道路運送法第78条)

(正) 道路運送法第78条各号に掲げる場合は除く (×)

問題 1 3 (使用者の点検及び整備の義務)

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を省エネ基準に適合するように維持しなければならない。(道路運送車両法第 4 7 条)

(正) 保安 (×)

II. 次の問題 1 4 から 2 2 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 1 4

以下のア～エより、貨物自動車運送事業報告規則の定めに反し誤っているものを 2 つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業報告規則第 2 条、第 2 条の 2、第 3 条第 1 項)

- ア. 一般貨物自動車運送事業者(運行系統が 2 以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く)が 1 0 0 キロメートル以上のものを行う特別積合せ貨物運送を行う者を除く)は、毎事業年度に係る事業報告書を、毎事業年度の経過後 1 0 0 日以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。
- イ. 貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第 2 条及び第 2 条の 2 に定める報告書又は届出書のほか、経済産業大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。 (正) 国土交通大臣
- ウ. 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 3 0 日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
- エ. 一般貨物自動車運送事業者(運行系統が 2 以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く)が 1 0 0 キロメートル以上のものを行う特別積合せ貨物運送を行う者を除く)は、前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年 5 月 3 1 日までに、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

(正) 毎年 7 月 1 0 日まで

(イ) (エ)

問題 1 5

以下のア～ウについて、貨物自動車運送事業法第9条第3項の国土交通省令（貨物自動車運送事業法施行規則）で定める軽微な事項に関する事業計画に当たるものとして、正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項、第6条第1項、第7条第1項）

- ア. 営業所の位置の変更(貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。) (○)
- イ. 自動車車庫の位置及び収容能力 (正) 認可事項 (×)
- ウ. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更
(正) 「事業用自動車に関する」事業計画に該当 (×)

問題 1 6

以下のア～ウについて、自動車事故報告規則に照らして、正しいものには○を、誤っているものには×を記入しなさい。（自動車事故報告規則第2条、第4条第1項第2号ロ、第5号）

- ア. 自動車に積載された、消防法第2条第7項に規定される危険物の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした自動車の事故は、自動車事故報告規則で定める「事故」に該当する。 (○)
- イ. 「死者又は重傷者を生じた自動車の事故のうち、3人以上の重傷者を生じたもの」は自動車事故報告規則第4条に定める速報の対象である。
(正) 5人以上 (×)
- ウ. 「酒気帯び運転(道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為をいう。)を伴う自動車の事故」は自動車事故報告規則第4条に定める速報の対象である。 (○)

問題 17 (運転者台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならないとされているところ、運転者台帳に記載すべき事項として () に当てはまる語句を下記のア～クより選び、() 内に記載しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5)

①雇入れの () 及び運転者に選任された ()

②運転免許証の番号及び ()

③運転者の ()

ア. 更新日	イ. 連絡先	ウ. 年月日	エ. 家族構成
オ. 期間	カ. 有効期限	キ. 健康状態	ク. 性別

① (ウ) ② (カ) ③ (キ)

問題 18

以下のア～エより、道路交通法に照らし、正しいものを2つ選び、() 内に記載しなさい。(道路交通法第34条第1項、第42条、第53条第1項、第71条)

ア. 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するときは、徐行しなければならない。

イ. 車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。 (正) 左折

ウ. 車両等の運転者は、以下に掲げる事項を守らなければならない。

・ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、かつ徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。 (正) 又は

エ. 車両(自転車以外の軽車両を除く)の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

(ア) (エ)

問題 19 (事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならないとされているところ、記録しなければならない事項として誤っているものを、以下のア～ウより1つ選び、()内に記載しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)

ア. 再発防止対策

イ. 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

ウ. 運行管理者の氏名

(ウ)

問題 20

以下のア～エより、貨物自動車運送事業法に照らし誤っているものを1つ選び、()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法第2条第2項、第3条、第5条、第8条第1項)

ア. 国土交通大臣は、許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるときは、貨物自動車運送事業法第3条の許可をしてはならない。

(正) 5年

イ. 一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

ウ. 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

エ. 貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(3輪以上の軽自動車及び2輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

(ア)

問題 2 1 (目的)

以下の条文の、() に当てはまる正しい語句を、以下のア～ウより選び、() 内に記入しなさい。(道路運送法第 1 条)

・この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、() を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

ア. 国民の信頼

イ. 道路運送事業の需要と供給

ウ. 輸送の安全

(**ウ**)

問題 2 2

以下のア～ウより、貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、正しいものを 1 つ選び、() 内に記載しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則第 2 条第 1 項第 5 号、第 3 項第 1 号)

ア. 「事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力」は、貨物自動車運送事業法第 4 条第 1 項第 2 号の事業計画として記載しなければならないものである。

イ. 貨物自動車利用運送を行おうとする場合にあっては、「貨物自動車利用運送に係る営業所の名称及び位置」について、貨物自動車運送事業法第 4 条第 1 項第 2 号の事業計画として記載しなくてよい。

(正) 事業計画として記載しなければならない。

ウ. 「運行管理者の氏名」は、貨物自動車運送事業法第 4 条第 1 項第 2 号の事業計画として記載しなければならないものである。

(正) 事業計画として記載しなくてよい。

(**ア**)